



住民課からのお知らせ 令和6年度町県民税などの申告について

令和6年1月1日現在黒潮町に在住する世帯に1枚の申告書を配布しています。

「申告書の提出が不要な方」に該当しない18歳以上の方は、前年の1月から12月までの1年間の収入などについて申告が必要となります。

この申告書は国民健康保険税・介護保険料の申告書も兼ねていますので、収入が無い場合でもその旨記載して提出してください。

申告結果は、町県民税を適正に課税するための基礎資料となるほか、国民健康保険税などの算定資料としても使います。また、所得証明書などの税務証明の基礎資料としても使います。

申告書の提出がない場合は、国民健康保険税などの軽減措置が受けられない、所得証明書の交付ができないなどの場合があります。収入のなかった方や、障害年金・遺族年金などの非課税年金を受給している方も申告が必要となりますので、期限内の申告をお願いします。

ただし、次に該当する方は提出は不要です。

◆申告書の提出が不要な方

- ①所得税の確定申告書(還付申告を含む)を提出された方
- ②昨年中の収入が公的年金のみの方で、扶養控除、医療費控除や生命保険料控除などの各種控除を受けない方
- ③昨年中の収入が給与(1カ所)のみの方で、勤務先より年末調整済の給与支払報告書が提出されている方
- ④昨年中の収入が全く無く、黒潮町内の方に税の扶養をされている方

◆申告の際に必要なもの

- ①収入や経費がわかるもの(給与、公的年金などの源泉徴収票、自営業の方は、収入の明細や経費の領収書など)
- ②生命保険料や地震保険料などの控除証明書
- ③国民年金などの支払証明書
- ④医療費控除の明細書(内訳書) ※①、④については事前に集計をしておいてください

◆本人確認について 本人確認のため「マイナンバーカード」をお持ちください

- マイナンバーカードをお持ちでない方
個人番号通知カードと次のような顔写真付きのもののうちいずれかひとつ
運転免許証・パスポート・身体障害者手帳・在留カード など
- 顔写真付きのものがない場合 個人番号通知カードと次のようなものふたつ
健康保険証・年金手帳 など

【受付期間】2月16日(金)～3月15日(金)

※年金受給のみで所得税の還付を受けたい方は2月13日(火)から2月15日(木)も受け付けます。

※次の日程で休日も申告の受付をします。本庁 3月2日(土)、佐賀支所 3月3日(日)

忘れていませんか 軽自動車などの廃車手続き

乗らなくなったり、乗れなくなった原動機付自転車や軽自動車でも、3月31日までに廃車手続きをしないと、翌年度も軽自動車税(種別割)がかかります。また、死亡者が所有者または使用者となっているままの車両は、必ず、変更は15日以内、廃車は30日以内に手続きをしてください。

なお、車の種類によって次の表のとおり手続き先が異なりますので、ご注意ください。

軽自動車の種類	○原動機付自転車(125cc以下) ○小型特殊自動車(農耕作業用のもの、トラクターなど)	○軽自動車	125cc超のバイク
手続き先・連絡先	本庁 住民課 住民税係 ☎43-2816 佐賀支所 地域住民課 総合窓口第1係 ☎55-3113	軽自動車検査協会 (高知市長浜) ☎050-3816-3125	高知運輸支局(高知市大津) ☎050-5540-2077